

☆ 9月末までに新規会員をご紹介いただくと一人紹介につき¥1,000進呈！

◆ 自己の健康管理に留意し、大江スポーツクラブO-STEP規約(裏面参照)を遵守することを誓約のうえ入会します。

氏 名	性別	生年月日	学校・学年	申 込 教 室 名
(ふりがな)	男	昭和 ・ 平成 年 月 日	学校	
	女	R7.4/1現在 満 歳	新 年	お日さま Nウォーキング
(ふりがな)	男	昭和 ・ 平成 年 月 日	学校	
	女	R7.4/1現在 満 歳	新 年	お日さま Nウォーキング
(ふりがな)	男	昭和 ・ 平成 年 月 日	学校	
	女	R7.4/1現在 満 歳	新 年	お日さま Nウォーキング

区分1の教室に
申込みされた方
は、区分2の
お日さま、
Nウォーキング
教室の参加料が
無料になりま
す。参加希望の
方は○印を記入
ください。

〒 _____ 住 所 _____

連絡先をご記入ください。携帯電話の場合、 自宅TEL
持ち主は、本人・父・母・その他 () 携帯番号 _____

18歳未満の方が入会する場合 ⇒

保 護 者
署 名 _____

Ⓜ

◆ O-STEPからの連絡はメールでおこないます。パソコンからの受信ができるよう設定をお願いします。
メールアドレス _____

事務局記入欄 ★★★★★ 年 会 費 ・ 教 室 参 加 料 ★★★★★

家 族 会 員 年会費+保険料 (人数分)		一 般 1,850円× 名 中学生以下 800円× 名 65歳以上 シニア 1,200円× 名			B 円
教室区分と 参 加 料	1	フィットネス 昼・夜 健 康 太 極 拳 健 康 ヨ ガ 昼・夜 フ ラ ダ ン ス	全 納 12,000円 2回分納 6,000円 4回分納 または4期制 各期3,200円 1期.2期.3期.4期		C 区分1の教室を2つ申し込みの 方は、2つ目の参加料を ¥2,000割引。ただし分納の場 合は、後期参加料納付の際に 割引します。 円
	3	キ ャ ッ ド ダ ン ス	全 納 10,000円 2回分納 5,000円		
	3	からだイキイキ健康	6,000円 3,000円		
	2	お 日 さ ま	6,000円 3,000円		
	2 季 節	ノルディックウォーキング 健 康 テ ニ ス	全 納 3,000円		
領 収 印		家 族 会 員 B + C 5年.10年継続 年会費割引券ご利用 ▲			
備 考		合 計 円			

総合型地域スポーツクラブ大江スポーツクラブO-STEP規約（抜 粋）

第1章 総 則

（目 的）

第3条 クラブは、町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に楽しく行うスポーツやレクリエーション活動を通じ、「仲間づくり」「生きがいづくり」を目標に、健康で豊かな生活と活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）スポーツやレクリエーションに関すること。
- （2）会員相互の交流、親睦に関すること。
- （3）スポーツ指導者の育成に関すること。
- （4）その他クラブの目的達成のために必要な事業。

第2章 会 員

（入会手続き）

第6条 クラブに入会しようとする者は、別に定める所定の手続きにより申し込むものとする。
また入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

（会費等の納入）

第7条 クラブに入会しようとする者は、別に定める年会費を納入しなければならない。

2 クラブの事業に参加する者から参加料を徴収することができる。

（会費等の不返還）

第8条 納入した年会費及びその他の拠出金品は、原則として返還しない。ただし、退会せざるを得ない等、相当な事由が生じた場合に限り返還するものとする。

（会員資格の喪失）

第9条 会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が脱退しようとする場合は、申し出るものとする。

（除 名）

第10条 会員が次の各号に該当する場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。

- （1）クラブの諸規定に違反したとき。
- （2）クラブの名誉を傷つけ、またはクラブの目的に反する行為をしたとき。

第4章 会 議

（表決権）

第16条 総会における議決の行使ができるものは、当該会計年の期首に満18歳に達した会員とする。

第6章 自己の責任

（自己の責任）

第24条 会員は、クラブの活動に際し、クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。また、盗難、傷害等の事故が起きた場合は、クラブ及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

（保険の加入）

第25条 会員は、クラブが加入するスポーツ安全保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害に対し、スポーツ安全保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

第7章 補 則

（肖像権）

第26条 クラブが主催する事業において撮影する写真、ビデオ等の肖像権はクラブに委ねることとする。